



新型コロナウイルス感染症情報

64歳以下の新型コロナワクチン接種のお知らせ

町では64歳以下の方(昭和32年4月2日以降に生まれた方)の接種券を6月下旬から順次発送しています。予約開始日等については6月25日(金)発行の全戸配布チラシでお知らせしておりますのでご確認ください。



◀また、町ホームページでは随時最新情報を掲載していますので併せてご覧ください。

新型コロナワクチン接種 予約フォームはこちら▶



予約方法や詳しい内容はホームページをご覧ください。

利府町新型コロナワクチン接種コールセンター

新型コロナワクチンに関する相談ができます。接種の予約は、接種券がお手元に届いてからになります。

☎0570-047474

9時から18時まで(土日祝日含む)
(通話料がかかります)



症状があるときは、かかりつけ医へ相談してください

ワクチン接種後の副反応についての相談や発熱等の症状がある方は、かかりつけ医等のお近くの医療機関等に電話で相談してください。※かかりつけ医等がない方や相談先がわからない方は、受診・相談センター(コールセンター)に相談ください。

新型コロナウイルス感染症に関する宮城県健康電話相談窓口(コールセンター)

電話番号 398-9211 受付時間 24時間(土・日曜日、祝日も実施)

コロナワクチンに関すること… ☎ コロナウイルス対策室 ワクチン接種係 ☎ 356-2125

子育て世帯(ひとり親世帯を除く) 生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活の実情を踏まえた支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

●対象者

次の(1)または(2)に該当するひとり親世帯でない方

(1)令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方(申請不要)

(2)(1)のほか、18歳年度末までの児童(障害児については20歳未満)の養育者であって、以下のいずれかに該当する方(申請が必要)

○令和3年度の住民税均等割が非課税である方

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の状況にあると認められる方

●給付額 児童1人当たり5万円

●申請期限 令和4年2月28日(月)まで

詳しくは、町ホームページをご覧ください。▶



問 子ども支援課 子ども給付係 ☎ 767-2193

事業者の皆様へ

感染症対応融資事業者事業継続支援金

令和2年4月から令和3年5月までに新型コロナウイルス感染症関連の融資が実行された事業者の方へ支援金を交付します。

支給額：法人15万円、個人事業主10万円
申請期限：8月31日(火)まで

経営多角化助成金

新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を捉えた新たな取組を推進するため、事業継続に向けた生産性向上や販路開拓、新商品や新サービスの開発に挑戦する中小企業者等に対して助成金を交付します。※売上減少があり、商工会の経営計画策定支援を受けた事業者が対象となります。

補助額：上限額100万円 下限額5万円
(補助対象経費の1/2)

申請期限：9月30日(木)まで

※令和4年3月22日(火)までに事業が完了すること

詳しくは、
町ホームページをご覧ください。▶



問 商工観光課 商工係 ☎ 767-2120

新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険傷病手当金の対象期間を延長します

利府町国民健康保険に加入している給与の支払を受けている方が、新型コロナウイルス感染症の感染等に伴う療養のため働くことができなかった場合、傷病手当金を受け取ることができます。感染の収束が見込めないことから対象期間を令和3年9月30日(木)まで延長します。詳しくは、お問い合わせください。

問 町民課 国保年金係 ☎767-2340

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に対する保険税(料)の減免制度

●対象となる保険税(料)

令和3年度の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

●申請期限

令和4年3月31日(木)まで

●対象となる方・減免割合

新型コロナウイルス感染症の影響により以下に該当する場合

(1)主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
→**保険税(料)の10割**

(2)主たる生計維持者が事業を廃止又は失業した場合
→**減免基準保険税(料)の10割**

(3)主たる生計維持者の事業収入等[※1]の減少額(保険金、損害賠償等による補填額を控除した額)が
前年中の事業収入等の額の10分の3以上となる場合 ※1…事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入
→**減免基準保険税(料)の10割、8割、6割、4割、2割(介護は10割、8割)のいずれか** ※前年の所得金額により決定

申請書類は状況に応じて
異なりますので、詳しくは
お問い合わせください。



問 税務課 保険税係 ☎767-2117

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする 国民年金保険料の免除申請があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続により、国民年金保険料が免除されます。

●対象者

(1)令和3年7月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が
減少した方

(2)令和3年7月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、
現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方
※具体的な免除等の所得基準については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

●対象期間

令和3年7月から令和4年6月まで

※これまで申請していた方に
ついても令和3年7月分以降
は改めて申請が必要です。

●申請受付開始日

令和3年7月1日(木)

●申請に必要な書類

国民年金保険料 ○国民年金保険料免除・納付猶予申請書
免除・猶予 ○所得の申立書

学生納付特例 ○国民年金保険料学生納付特例申請書
○所得の申立書
○学生証のコピーまたは在学証明書の原本

※新型コロナウイルス感染症の影響により、学生証等の発行が遅延しているため、学生証等をお手元にない場合は、申請書の備考欄に「学生証発行遅延のため後日送付」と記入してください。(お手元に届きましたら、速やかにご提出いただきます。)
※郵送で申請される方は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付してください。

申請書は必要な添付書類とともに、町民課国保年金係または年金事務所へ郵送してください。

※申請書等を直接提出していただくことも可能ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続をお願いします。

※申請書は日本年金機構のホームページからダウンロードできます。 <https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen.html>

問 町民課 国保年金係 ☎767-2340